大阪湾ベイエリアにおける海上交通活用可能性調査業務 仕様書

１　業務名

大阪湾ベイエリアにおける海上交通の活用可能性調査業務

２．業務の目的

本業務は、兵庫県がこれまで実施してきたクルージング MICE に関する取組や大阪・関西万博期間中に実施された海上交通の実績等を踏まえ、大阪湾ベイエリアにおける海上交通の活用可能性を検討するものである。

また、神戸空港の国際化や大阪 IR 開業など、社会経済情勢や観光動向の変化を見据えながら、兵庫県として今後取り組むべき方向性を整理することを目的とする。

３．業務委託期間

本業務委託の期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日（月）までとする。

４．業務の基本的な考え方

本業務では、大阪湾ベイエリアにおける海上交通について、今後の活用可能性及び兵庫県としての取組の方向性を検討する。

検討に当たっては、海上交通を取り巻く社会経済情勢、観光動向、これまでの取組実績、民間事業者の動向その他必要と考えられる事項を踏まえるものとする。

提案者は、本業務の目的及び背景を十分に理解したうえで、本業務において検討すべき事項を自ら設定し、その理由及び考え方とともに企画提案書において提案するものとする。

本業務における「大阪湾ベイエリア」は、神戸市、阪神地域及び淡路地域などの大阪湾沿岸部を主な対象とする。

なお、兵庫県への誘客促進及び海上交通の活用可能性の観点から、姫路地域を含む県内港湾の活用や周遊性の向上、さらには瀬戸内海エリアとの連携を踏まえた提案を妨げるものではない。

５．業務内容

（１）調査の実施

本業務では、大阪湾ベイエリアにおける海上交通の活用可能性及び今後の取組の方向性を明らかにするために必要となる調査・検討を実施する。

既往の取組や海上交通を取り巻く状況を踏まえ、本業務の目的達成に必要な検討項目、調査方法、分析方法及び成果の取りまとめ方法について、提案者の知見、経験及び専門性を活かした企画提案を求めるものとし、具体的な検討項目及び実施方法については、

提案者が本業務の目的を踏まえて設定し、企画提案書において提案するものとする。

（２）業務の打合せ等

業務を円滑に実施するため、発注者との打ち合わせ協議を実施する。

打ち合わせ協議の時期及び回数については、業務着手時、中間時及び成果品納入時を基本とし、業務の進捗状況等に応じて必要な協議を行うものとする。

（３）成果品の提出

実施した業務の内容について、調査結果等を取りまとめた報告書を作成し、提出すること。報告書は、PowerPoint、Word 又は Excel 形式等、発注者において二次利用が可能な形式により作成するものとする。

本事業において作成した成果物に係る著作権その他一切の権利は、地域振興課に帰属するものとする。

・業務成果報告書（A4 判簡易製本）　1 部
・その他作成した資料　一式
・電子データ　※データ形式・提出方法は別途指定

６．企画提案に求める事項

企画提案書においては、本業務の目的及び背景を踏まえ、提案者が本業務を実施するうえで重要と考える課題、着眼点及び検討事項を示すこと。

また、単に一般的な調査項目を列挙するのではなく、大阪湾ベイエリアにおける海上交通の特性及び兵庫県のこれまでの取組を踏まえ、以下の事項について具体的に提案すること。

(1) 業務全体の基本的な考え方

本業務の目的を達成するために、どのような視点から検討を進めるべきか、提案者の考え方を示すこと。

(2) 検討課題及び検討項目の設定

本業務において検討すべき課題及び検討項目を提案するとともに、それらを設定した理由及び検討上の重要性を示すこと。

なお、クルージング MICE に関する取組及び大阪・関西万博期間中に実施された海上交通の実績の分析は必須とする。

(3) 調査・分析方法

提案する検討項目について、どのような資料・データ等を用い、どのような調査・分析方法により検討するかを示すこと。

(4) 海上交通の活用可能性に関する検討方法

調査・分析結果をどのように海上交通の活用可能性の検討につなげるか、その考え方

及び方法を示すこと。

(5) 今後の取組の方向性に関する検討方法

兵庫県として今後取り組むべき施策、実証、事業化等の方向性をどのように整理するか、その考え方を示すこと。

(6) 業務実施体制及び工程

本業務を適切かつ効率的に実施するための実施体制及び業務工程を示すこと。

なお、具体的な業務内容については、企画提案書において提案された内容を基本とし、契約締結後、発注者と受託者との協議の上、決定するものとする。

7．発注者から提供する資料等

発注者は、本業務の実施に当たり必要と認められる範囲で、これまで実施したクルージング MICE に関する資料、大阪・関西万博期間中の海上交通に関する資料その他発注者が保有する関係資料を受託者に提供する。

受託者は、これらの資料に加え、本業務の目的達成に必要と考えられる資料、統計、公開情報等について、自ら収集・整理するものとする。

8．秘密保持

・受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。

・受託者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。

・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

・万が一、個人情報の漏えいに伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

9．情報セキュリティ

・本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。

・受託者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。

（2）電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。

（3）重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送

信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。

（４）電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

10. その他

・受託者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

・制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うこと。

・第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとし、必要な経費も受託者が負担するものとする。

・本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要が生じたときは、県と協議の上、県の指示に従うものとする。

・本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと県が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受託者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。

・受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し、すべての責任を負うものとする。